

札幌市中央区幌西第三分区町内会会則

制定 昭和 47 年 4 月 1 日

改正 昭和 52 年 7 月 9 日、昭和 54 年 7 月 20 日、昭和 59 年 5 月 1 日
平成 11 年 4 月 28 日、平成 16 年 4 月 27 日、平成 17 年 4 月 27 日
平成 18 年 4 月 17 日

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、札幌市中央区幌西第三分区町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第 2 章 組 織

第 2 条 本会は、南 14 条通り(米里行啓通り)以南の札幌市中央区南 14 条西 16 丁目、17 丁目、18 丁目と同南 15 条西 17 丁目、18 丁目を区域とし、普通会员と特別会員で組織する。

(1) 普通会员とは、当区域内に居住している者をいう。

(2) 特別会員とは、当区域内で営業を営む事務所、事業所、商店などの代表者で当区域内に居住していない者をいう。

第 3 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、会員相互の融和親睦を図り、もって町内住民の福祉と社会連帯意識の高揚を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の部を設け会務を分担する。

(1) 総 務 部 庶務全般の業務及び他の部に属さない事項に関すること。

(2) 経 理 部 金銭収受および会計整理に関すること。

(3) 福 祉 部 社会福祉の向上に関すること。

(4) 防 犯 部 防犯及び近隣の安全に関すること。

(5) 防 災 部 防火防災に関すること。

(6) 交 通 部 交通安全に関すること。

(7) 街 灯 部 街路灯の設備およびその保守管理に関すること。

(8) 青 少 年 部 青少年の健全な育成に関すること。

(9) 保 健 部 保健衛生の充実にに関すること。

(10) 女 性 部 女性活動の推進に関すること。

第 5 条 本会は、前条の会務の遂行と会員相互の連絡を容易にするため班を設け、各班に班長、副班長を置く。

(1) 班長は、各班において選出し、会長が委嘱する。

(2) 副班長は、原則として前期の班長とし、会長が委嘱する。

(3) 班長は、班内をとりまとめ、連絡、会費の徴収その他の業務にあたる。

(4) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故がある時は、その職務を代行する。

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

・会長 1 名 ・副会長 2 名 ・監事 1 名

・部長 各部に 1 名。 ・副部長 必要に応じ置くことが出来る。

2. 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- (3) 監事は、会務の執行状況および会計を監査する。
- (4) 部長は、会務を分掌しその執行にあたる。
- (5) 副部長は、部長を補佐する。

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長および監事は、総会において会員の中から互選する。
- (2) 部長および副部長は、役員会で選出し会長が委嘱する。

第5章 顧問および相談役

第9条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

- (1) 顧問および相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- (2) 顧問および相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 会議

第10条 本会の会議は次のとおりとし、会長がこれを召集し議長となる。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会
- (4) 班長会

第11条 定期総会は、毎会計年度終了後速やかに開催し次の事項を審議する。

- (1) 予算の議決および決算の承認に関すること。
- (2) 会則の制定および改正に関すること。
- (3) 会長、副会長、監事の選出に関すること。
- (4) その他必要事項。

第12条 臨時総会は、会長が必要と認めたととき開催し、定期総会に準ずる事項を審議する。

第13条 役員会、班長会は、会長が必要に応じて召集する。

2. 年度途中において発生した主要事項は役員会において処理し、後日総会に報告する。

第14条 総会、役員会および班長会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。

第7章 会計

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第16条 本会の会費は、普通会员は1世帯あたり月額200円、特別会員は月額200円とする。(昭和59年6月改正)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 会員が死亡したときは、弔慰金をもって弔意をあらわす。

- (1) 弔慰金は、世帯主は、5,000円、その同居の家族および特別会員は3,000円とする。
- (2) 特別な事由がある場合は、役員会において協議し決定する。